

令和5年和光市農業委員会3月総会会議録

和光市農業委員会

令和５年和光市農業委員会３月総会日程

令和５年３月２７日（月曜日）午前１０時００分開会

日程第１ 開 会

日程第２ 開 議

日程第３ 議事録署名委員の指名 ４番 櫻井茂雄委員 ５番 井口 恒委員

日程第４ 提出議案 議案第６号 農地法第５条許可申請について

議案第７号 農業委員会職員の任免について

日程第５ 協議事項 ①令和５年和光市農業委員会４月総会の日程について

②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

③令和５年度最適化活動の目標の設定等について

④その他

日程第６ 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第７ 閉 会 午前１０時５０分

出席委員（１０名）

１番	石田秀樹君	２番	北嶋美栄子君
４番	櫻井茂雄君	５番	井口恒君
６番	鳥井俊之君	７番	藤田雅彦君
８番	山崎とよ子君	９番	田中明君
１０番	新坂篤司君	１１番	加藤政利君

欠席委員（１名）

３番	浪間兼三君
----	-------

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） 委員の皆さん、おはようございます。

本日、急なお知らせで誠に申し訳ございません。この総会が終わりましたら、視察研修ということで令和4年度の最後になってしまいましたが、ご一緒いただければうれしいなと思っております。今回は深谷の方に行く予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年和光市農業委員会3月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○石田会長 事務局から欠席の連絡をしてください。

○事務局（井上） 開会に先立ちまして、本日、浪間委員より欠席の連絡があったことをご報告いたします。

○石田会長 では、改めまして、皆様、おはようございます。

あっという間に桜の花も散りかかってしまいました。すっかり暖かくなって、春の作業とかお忙しい中だとは思いますが、本日もスムーズな議事運営に努めますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会3月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○石田議長 初めに、議事録署名委員ですが、4番、櫻井委員、5番、井口委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎提出議案

議案第6号 農地法第5条許可申請について

○石田議長 それでは、議案に移ります。

議案第6号 農地法第5条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 議案第6号 農地法第5条許可申請について。

譲受人、和光市白子一丁目**番**号、A社代表取締役、B。譲渡人、和光市下新倉四丁目**番**号、C。土地表示、下新倉六丁目**番。地目、登記簿、田、現況、畑。面積、1,101平方メートル。目的、事務所兼資材置場兼駐車場。

議案書の1ページから2ページをご覧ください。

本案件は、市街化調整区域の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料2番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯についてご説明いたします。

譲受人であるのA社は、これまで資材置場として利用していた土地が和光市清掃センターの移転敷地の中に取り込まれることとなり、移転先として同等の土地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人とも話の折り合いが付き今回の申請に至りました。

続いて、議案書3ページから5ページをご覧ください。

申請地の利用計画についてご説明いたします。

申請地には事務所兼資材置場兼駐車場を整備し、東側に出入口を設ける予定です。周囲については、北、西、南側はネットフェンス、東側はコンクリートブロック基礎の上にフェンスを設置する予定です。

また、計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性についてですが、従前地の敷地が1,014平方メートル、申請地は1,101平方メートルとなっております。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

周辺農地についてですが、北側に農地があり地権者から同意書を頂いております。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおり運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道区域にあって、おおむね500メートル以内に教育施設、医療機関が存するに該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。

続いて、資料2番をご覧ください。黄色いマーカーがされている資料になります。

今回の申請地につきましては、事務所の建設に伴う開発の許可が下りることになっております。通常、市街化調整区域では開発許可が下りませんが、今回はごみ処理施設の公共移転に伴う土地収用事業に当たるため、こちらの資料の中央にある都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の第4条第3項に当たりまして、既存敷地にあった事務所を移転するというので、今回、開発許可が下りることになります。

なお、既存敷地にありましたプレハブ小屋の事務所については既に撤去されておまして、他法令違反状態は解消されております。撤去された様子につきましては、写真資料の2番から3番に掲載をしておりますのでご確認ください。

説明は以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

これから参考人の方に入ってもらって、転用の経緯等について説明をしていただきますが、事前に委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

ここは事前に建物が建っていて、移転してその先でも建物が建つということで、それでいいのかということ、地元では言われていましたが、撤去してもらって既存地に何も無い状態にってもらって移転ということになったんですが、皆様からのご意見、ご質問があったら、ぜひお願いします。

(発言する者なし)

○石田議長 では、よろしければ、参考人の方に入ってもらおうと思います。事務局の方、お声がけをお願いいたします。

(参考人入室)

○石田議長 それでは、ご紹介いたします。

申請者、A社とCさんの代理人といたしまして、D事務所のEさんにお越しいただきました。

Eさん、本日はお忙しいところ、大変ご苦労さまです。よろしくお願いします。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合、関係者の方にお越しいただき、農地転用に至った経緯、工事の概要、申請地の利用形態等について説明をしていただき、その後、委員の皆様からの質問があればそれに答えていただく形になっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定によりまして、発言をされる際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、まず農地転用に至った経緯について説明をお願いします。

Eさん、よろしくお願いします。

○参考人（E氏） ご承知かと思いますが、和光市清掃センターでは耐用年数に伴い建て替えるを計画しております。候補地として現在の清掃センターのはす向かい、旧清掃センターがあったところ、その敷地を考えているとお聞きしております。その中で、新しい清掃センターにつきましては、和光市だけではなく、朝霞市のごみの受け入れにも使うということでございますので、単に建て替えただけでは駄目だと、敷地を拡張して朝霞市のごみも受け入れるようにしなければならないということになっております。そういう中で、現在、和光市で所有しているはす向かいの旧清掃センターの敷地、その周辺を収用の対象とされていると思います。

その収用の対象となる隣接地ですけれども、それがこの現在、A社さんが所有している土地も対象になっております。A社さんも対象の土地になっておりますので、どちらかの土地に移転しなければならない。そういう意味で市の収用に協力するのはやぶさかではございませんけれども、代替地を求めておりました。そういう中で、たまたま距離も近くて、規模もほぼ同じ土地がございまして、それがこのCさんの土地でございまして、Cさんのほうで公共事業に協力していただけるということでございましたので、そういう経緯をもってそちらの方に移動するというので、今回の申請に至ったわけでございます。

○石田議長 ありがとうございます。

続きまして、工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いいたします。

Eさん、お願いします。

○参考人（E氏） そのCさんの土地ですけれども、畑地でございますけれども、一応開発許可、こちらをいただきまして事務所を建設する予定です。軽量鉄骨造の2階建て、その程度の事務所を造る予定にしております。

周囲については、フェンスを周囲に巡らせまして、かつ南側、それから北側、それから西側、そちらにつきましては緩衝帯として緑地を1メートル80センチから大体2メートル10センチぐらいの規模で設ける予定でございます。

中につきましては、現在使っております資材置場と同じように、建設材料用の型枠、それから足場板、それからクランプ類ですね、足場の単管パイプ、そういうものを、それから建設機材、車両、バックホウ、トラック等を置く予定でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま参考人の方から説明をしていただきましたが、委員の皆様から何か質問はござい

ますでしょうか。質問のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 図面を見させていただいております。その中で、北側にはまだ農地が存在してございます。ネットフェンスを設置するということでございますけれども、高さ的にはそれほど高くない、1メートル20センチ程という形でございます。北側また東側、そこには車を、トラックを置くような計画でございます。その関係上、ネットを越えて作物に排気ガスまたは他のばいじん等もあると思います。その辺は万全で多分設計されていると思うんですけれども、迷惑がかかることは無いとは思いますが、念のため確認させていただきますがいかがでございましょうか。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 先ほどもご説明しましたように、日照等の関係もございますので、これはネットフェンスしかないかと思っております。それから、自動車のことについては、排気ガスは確かに委員おっしゃるとおり出てくると思うんですけれども、極力そちらの方に行かないように、例えば前の方に止めるとか、車の向きを変えるとか、そのような配慮をしていきたいなと思っております。

○石田議長 ありがとうございます。

その他質問のある方は。

櫻井委員。

○櫻井委員 東側道路には歩道があり、付近の高齢者、施設の方が歩くこともありますが、車両の出入りの際など、どのような安全対策が講じられているのでしょうか。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 特に今ご指摘いただいたことで改めて気がついたところでございます。施設の管理者がその辺は十分に注意していきたいと思っております。

○石田議長 ありがとうございます。

その他質問のある方は。

新坂委員。

○新坂委員 計画図面を見ますと、南東の角に隅切りがありません。南側の道路が狭くなっておりますが、視認性の確保に問題は無いのでしょうか。こちらを見ると、南側のネットフェンス、東側が緑地帯を設けて、さらにその外側に0.8メートルのフェンスがあります。土地が道路よりも高くなっているのです、その高い位置から0.8メートルなのか、もしくは少し土地

を低くして0.8メートルなのか、それによっても視認性に違いが出てくると思うので、ここら辺の説明をよろしくをお願いします。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 現在、大体1メートル程盛土している状態で、高い状態であると思っております。角の箇所にはフェンスを設置する予定で鋼板で囲うわけございませんので、視認性は取れているのかなと思っております。隅切り等は特に道路安全課からご指摘はいただいております。おそらく、東側の道路が広いということもあって、そういう扱いになっているのかもしれませんが、今のところ隅切り等の工事は予定しておりません。

○石田議長 新坂委員。

○新坂委員 ここら辺の土地ですけれども、ここ数年資材置場や駐車場がすごく早いペースで増えています。ここら辺の土地も大変多くて、車を運転していても、もしくは徒歩で歩いても、非常に危ないなと思うことが多々あります。ですので、そこら辺のところを注意していただきたいというのは農業委員会から申し上げたいと思います。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 私も頻繁にここを通るんですけれども、委員おっしゃるとおり最近、非常に角が見つらくて、出会い頭が怖いんですね。昔は農地でしたので、見晴らしはよかったですけれども、その辺はA社さんに十分にお伝えしておきます。

○新坂委員 ありがとうございます。

○石田議長 その他ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

藤田委員。

○藤田委員 藤田です。お願いします。

申請地付近の道路に高齢者がたくさん歩いているんですけれども、土砂の対策、主に出入り口付近になると思うんですけれども、その辺の対策は何か講じられておりますでしょうか。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 具体的には、講じられたというのは、例えば敷地から砂利が飛ぶだとか、そういう意味ですか。

○藤田委員 そうです。

○参考人（E氏） 一応スロープが通っておりますので、そちらで砂利が出ないようにやっています。舗装をして、スロープをつくります。

○藤田委員 できるだけ敷地内での処理ということをお願いできればと思います。

○石田議長 Eさん。

○参考人（E氏） 一応その辺もコンクリート舗装という形で取らせていただいて、敷地内の砂利が出てこないようにという対策はさせていただくということになっております。

○藤田委員 よろしくをお願いします。

○石田議長 よろしいですか。その他ご質問のある方は。

（発言する者なし）

○石田議長 では、質問が無いようですので、Eさん、本日は大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

（参考人退室）

○石田議長 ただいま参考人の方から説明をしていただきましたが、委員の皆様から何かその他ご質問、ご意見ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当といたします。

◎提出議案

議案第7号 農業委員会職員の任免について

○石田議長 続きまして、議案第7号 農業委員会職員の任免についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 議案第7号 農業委員会職員の任免について。

解任、農業委員会事務局主任を解く。主任、岸勝己。

任命、農業委員会事務局主任を命ずる。主任、岸勝己。

今回、再任用の継続ということでこのような形となっております。

説明は以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

農業委員会職員の任免ですが、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特に継続なので問題無いですね。

(発言する者なし)

○石田議長 では、この議案に同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は同意されました。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会4月総会の日程について

○石田議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会4月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(井上) 協議事項①令和5年和光市農業委員会4月総会の日程についてですが、4月26日水曜日午前10時を提案させていただきます。場所は3階庁議室です。

なお、5月総会につきましては、まだ会議室を押さえられておりませんが、5月24日前後の開催を考えております。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○石田議長 ありがとうございます。

4月の総会日程ですが、4月26日水曜日午前10時で、現在のところ都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 では、4月26日水曜日午前10時から、場所は庁議室ということでお願いいたします。

また、5月は24日前後ということですが、今のところ都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 では、こちらも予定をお願いいたします。

②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

○石田議長 続きまして、協議事項②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関す

る指針」の修正についてを事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

資料の3-1をご覧ください。

こちらにつきましては、先月の農業委員会で協議事項の際に説明させていただきました、来年度、4月から法律改正により全ての農業委員会がこちらの最適化の推進に関する指針を定めることとされておりまして、この法律改正に合わせた内容に修正したものを確認をいただきました。その際、国が示された内容に和光市の実情を踏まえた内容に修正を加えたものを案として出させていただいたんですが、その後、また県とも相談したところ、和光市では新規就農が難しいということで、そこはやりたいという人がいたときに支援するという形とさせていただいたんですけれども、やはり目標は立ててほしいということでして、それにつきまして会長と代理とも相談をいたしまして、前回お示しした案から変更しまして、新規就農の目標というものを追加しております。

ページとしては4ページ目になります。そこに新規参入の促進についてというところで、具体的な数字目標というところで、3年後に個人を1人、法人を1法人、令和11年までに個人が1人、法人が2法人という形で目標を追加させていただいております。こちら、会長と代理との相談の中で、これを全くゼロにしてしまうと、和光市は全く受け入れないというような姿勢に見えてしまうということで、一応、参入する意思があれば、こちらでも支援する体制があるんだということを示すことにもなるということで、このように数値目標として掲げさせていただきました。

具体的に参入する予定がある方が今のところいらっしゃるわけではないですが、今後そのような動きがあったときに、農業委員会として支援できる体制をつくるため、こういう指針ということで出させていただきました。

それが前回お示しした内容からの変更点になるんですが、その他の部分につきましても、この内容で問題無いかというところ、先月、ご検討いただきたいということでお願いいたしましたので、この内容でよろしいかご審議をいただければというふうに思います。

事務局からの説明は以上です。

○石田議長 ただいま事務局から説明がありました、こちらの指針につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。では、採決に移ります。

和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 ありがとうございます。全員賛成。

原案のとおり決定いたしました。「案」の字を二重線で消してください。お願いいたします。

③令和5年度最適化活動の目標の設定等について

○石田議長 では続きまして、協議事項③令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 協議事項③令和5年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

先ほど修正のご協議をいただいた指針につきましても、この法律に基づいたものであり、ここでは指針の内容を達成するための年度ごとの目標設定を行うものであります。

別紙の3-2をご覧ください。

令和5年度最適化活動の目標の設定等という見出しになります。令和4年度の目標を基に来年度の目標設定の案を事務局で作成いたしました。内容についてご説明いたします。

1番、農業委員会の状況につきまして、こちらについては事実関係を記載したものとなっております。農業委員が11名というところと、2番の農家・農地等の概要についてというところですが、こちらの数字につきましては、2020年に実施された農林業センサスに基づいた数字を落とし込んだものとなっております。なので、直近の数字とは若干異なりますが、これが一応全国的な統計の最新の数字ということになっております。

めくっていただきまして2ページ目、最適化活動の目標になります。

こちらが和光市独自の目標の設定になりますが、現状、96ヘクタールの農地があるうち、これまで38ヘクタールが集積されていると、認定農業者や担い手などに集積された面積になっておりまして、集積率が37.37%となっております。

下の②番の目標になるんですが、こちら令和5年度の新規集積面積の目標を0.1ヘクター

ルとしまして、集積率を0.1%増やすというところを目標としております。このため、来年度末、令和5年度末には39.4%の集積率になるというところを掲げております。

2番目、遊休農地の解消につきましては、こちらもともと0ヘクタールになっておりますので、これを維持していくというところになっております。

その次のページですね、新規参入の促進というところにつきましては、先ほど説明しました指針のとおり、1経営体を目標として掲げていくというところで数字を1とさせていただいております。

また、その下、2番の最適化活動の活動目標につきましては、農業委員さんの最適化に関する活動、月ごとの日数を1人当たり1か月1.5日としまして、1日以上活動していただくというところを目標にさせていただいております。

その下、(2)活動強化月間の設定につきましては、これまでどおりに活動となるんですが、おおむねこの月にいつも利用状況調査を行ったり、8条調査、こういった活動を通じて農地の集積や遊休農地が発生していないというような維持、こういったことを継続していただくということを目指しております。

その下、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、現在まだ具体的な予定はございませんが、相談があった場合は1回、新規参入に関する説明を行いたいという目標としております。

ただいまご説明いたしました内容についてご協議をいただければと思います。ご意見があれば修正し、問題なければ県に提出をしたいと考えております。

また、来月、この目標を達成させるために必要な具体的な活動計画についてを協議事項としてご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ただいま事務局から説明がありましたが、こちらの来年度の目標についての質問、ご意見ございますでしょうか。

○事務局（江口） 一部間違いがございました。

○石田議長 事務局。

○事務局（江口） 目標設定の資料の3ページ目、新規参入促進のところの目標のところは、令和4年度、3年度、2年度になってしまっていて、これでは古い形になっていきますので、令和5年度に直します。そこで指針と同じ目標で1番の最適化活動の目標と同じ0.1ヘクタールを新規参入があった場合に集積させるというところで、そこを新しい数字に直したいと

思いますので、大変失礼いたしました。

○石田議長 今、事務局から説明がありましたが、修正をする部分もありますが、皆様ご意見いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。では、意見がなければ採決に移ります。

和光市農業委員会令和5年度最適化活動の目標の設定等について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

この内容で決定いたしましたので、事務局は補正して県へ報告をお願いいたします。

④その他

○石田議長 では続きまして、協議事項④その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(井上) 協議事項④その他ですが、1点ございます。

市民まつり実行委員の選出についてとなります。

今年も11月に2023和光市民まつりが開催される予定となっております。実行委員会委員の1名の選出依頼が来ております。例年、農業委員会から1名を市民まつり実行委員として選出しており、選出に当たっては、まず農産物共進会実行委員の委員として3名を選出し、その中から1名に市民まつり実行委員をお願いする形となっております。

農産物共進会実行委員会は、通常7月、8月頃から動き始める予定ですが、市民まつり実行委員会が5月から始まり、会議へご出席いただく必要があるため、このタイミングでのご協議となります。

ただし、来年7月に農業委員会の改選があるため、今回は市民まつり実行委員の1名のみを選出し、共進会実行委員の残りの2名は新体制が始まってから選出していただく形したいと思います。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○石田議長 ありがとうございます。

市民まつり実行委員の選出をしてくださいということですが、次期農業委員候補になっている方で現農業委員である方が新坂委員しかおりません。また、新坂委員は今までもやっていたいいますので、これから次期の農業委員さんが出たところでまた改めまして協議し

てもらふことにはなるとは思いますが、今回、我々の任期中は引き続き新坂委員でお願いしたいと思いますが、新坂委員、いかがでしょうか。

○新坂委員 分かりました。

○石田議長 皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田議長 ありがとうございます。では、7月から新体制次第で変更があるかもしれませんが、今回は新坂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

協議事項、その他何かありますか。

○事務局（井上） ございません。

○石田議長 では、協議事項は以上といたします。

◎諸報告

①会長専決について

○石田議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が3件と5条が7件となっております。

議案書の7ページから22ページと写真資料の4から13番を併せてご覧ください。

なお、写真資料の11番にある会長専決8号の農地についてですけれども、こちらにつきましては、利用状況調査でたびたび指導対象となっておりましたFさん所有の農地となっておりまして、今回、農転が提出されたということで解消される見込みとなっております。

説明は以上となります。

○石田議長 ただいま写真を確認していただいておりますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 大変な草だったFさんのところが転用されましたので、ほっといたしますね。特に周りの畑に虫が来るといって苦情が来ていたので、よかったと思います。

では、よろしいですかね。

では、会長専決は以上といたします。

②農業委員の活動報告について

○石田議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

3月の活動の共通事項につきましては、本日3月27日の農業委員会3月総会と、この後、視察研修に参加される方につきましては、令和4年度和光市農業委員会視察研修会と記入してください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方、またそれ以外に会議等に出席された場合には、その旨ご記入をお願いいたします。

説明は以上となります。

○石田議長 この後の視察研修に行かれる方は、ぜひ視察研修会も入れておいてくださいということですので、よろしくお願いいたします。

活動内容を用紙に記入していただいて、事務局まで提出をお願いいたします。

皆様から特に説明されたい内容がある方は挙手をお願いいたします。

（発言する者なし）

○石田議長 では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

③その他

○石田議長 続きまして、諸報告③その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告③その他ですが、2点ございます。

1点目は農家だよりになります。

資料の4番目をご覧ください。

今回は片面印刷のみとなりますが、主な内容といたしましては、新年度を迎えるに当たっての支部長様のお願い、また、その後にこの後に行く農業委員会視察研修会の記事になります。まだ行く前ですので仮の原稿となっておりますが、この後、差し替える予定です。また、ちょっとこの時期、風が強くなってきますので、土ぼこりやマルチ、トンネルなど気をつけてくださいという啓発記事と、あと、令和5年度人事異動の発表がありましたが、事務局体制は変更ありませんということになります。

また、生産緑地あっせんがまた来ておりますので、こちらの記事となっております。

何かご意見等があれば、後ほどご指導いただきたいと思います。

2点目は、4月の各委員の会議等の予定です。4月の会議の予定は特にございません。

会議等の予定については以上となります。

次に３点目になるんですけれども、３月分の委員報酬についてです。

資料５をご覧ください。

委員報酬につきましては、毎月、会長が３万７,０００円、代理が３万１,５００円、その他の委員の方が２万９,０００円となっておりますが、３月分の報酬は農地最適化に係る交付金の内示額が確定したため、毎月の報酬額より１６万１,１７５円上乗せされております。ただし、今年度は４月から７月に昨年度の毎月上乗せ分、月に１万６,８８８円を含めてお支払いしていましたので、３月上乗せ分はそれを差し引いた金額となります。

各委員の報酬額につきましては資料の一番下に掲載しておりますので、本日配付しました給料明細書と一致しているかどうかご確認をお願いいたします。

その他については以上となります。

○石田議長 ただいま事務局から３点報告がございましたが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですね。

それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○石田議長 本日もスムーズな議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで令和５年和光市農業委員会３月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前１０時５０分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員